

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.85

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

5 月は消費者月間 今年も消費者の日に街頭啓発を開催 「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」

5 月は「消費者月間」です。今年の消費者月間全国共通テーマは、「ともに築こう豊かな社会～誰一人取り残さない～」。

毎年、消費者と事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育などの事業を集中して行っています。当センターは、特殊詐欺の被害が深刻な状況であることや高齢者被害が多いことから、「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」と銘打ち、消費者月間に街頭啓発を実施しています。今年は 5 月 30 日の「消費者の日」に、北海道消費者協会、札幌市消費者センター、札幌消費者協会、北海道警察などと協力し、チ・カ・ホ(札幌駅前通地下広場北 3 条交差点広場)で行います。時間は午前 10 時から午後 3 時まで。当日は、吉本興業の芸人も登場！また、ステージでは寸劇、クイズ大会なども行うほか、会場内ではスタンプラリーも実施！ぜひお立ち寄りください。

【悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン】

会場名	札幌駅前地下広場北 3 条交差点広場(地下歩行空間札幌駅側です)
内 容	ステージ:吉本興業「住みます芸人」、寸劇、クイズ大会 会場内:スタンプラリー、振り込め詐欺防止電話の展示、サイバーセキュリティ対策コーナー犯人の肉声電話体験、ちびっ子警察官制服着用体験、パネル展示、商品テスト結果展示、特設相談コーナー、啓発グッズ・チラシ配布

地域で高齢者等の消費者被害を防ぎましょう！ ～啓発チラシと手形 POP を提供しました～

平成 29 年の特殊詐欺被害が 7 年連続で増加傾向にあることや、今年に入ってから石狩管内で架空請求ハガキをきっかけに電話で次々に支払いを要求され 1,600 万円もの被害が発生するなど、依然として被害は深刻な状況にあります。

被害のきっかけが電話であることが多いことから対策強化のため、簡易で効果が期待できる電話機、用手形 POP と啓発チラシを作成しました。

今回、各市町村における被害防止取組の支援として手形 POP と啓発リーフレットを、ご希望のあった市町村に提供しました。啓発活動にお役立ていただければ幸いです。なお、今回お申込いただいていない市町村につきましては、手形 POP、啓発リーフレットともに、(一社)北海道消費者協会にて名入れ作成のあっせんを行っていますので、お気軽にお問い合わせください。



担当:教育啓発グループ
011-221-4217

このハガキはサギ！



訴訟におどろかないで！



もっと送れ



もっと送れ

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)283 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年11月22日

法務省管轄支局 国民訴訟告知管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目

取り下げ等のお問合せ窓口 03-

受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

このハガキの相手に電話すると、**電子マネー、コンビニ払い、宅配便**で「**訴訟**取消の和解金」等を支払うよう指示されます。

一人で1,600万円の被害にあった方もいます。
絶対に支払わず、警察に相談を！

北海道警察